

保健環境センターの役割

岡山大学理事・副学長（安全・健康・医療担当）

井 上 一

法人化とともに、環境管理センターと保健管理センターが、それぞれ保健環境センターの環境安全部門と保健部門に移行し4ヶ月が過ぎました。もちろん、それぞれの作業内容は変わらないので、従来通りの任務を果たしてくれておりますが、労働安全衛生法に規定された作業環境測定や特殊健康診断などはより厳しく実施し、また結果は定期的に安全衛生委員会を開き報告を出して頂かなければなりません。現在のところ、全学的に8つの事業場はほぼ規定通りに業務をこなしてくれております。当然、人的組織が重要となりますが、環境安全部門は河原副センター長のもとに5名の教官も配置され、作業は順調に進んでおります。ちなみに教職員の一般健康診断の受診率は全学平均約78%と、あまり良くありません。これから始まる特殊健康診断は法的に義務づけられているものであり、対象者は100%の受診率として頂きたいものです。

現在、研究・実験の有機廃液は環境安全部門に集められ、専門業者による処理を委託しています。しかし環境安全部門には、廃液を保管しておく危険物倉庫がありませんでしたので、今回予算化を図り、工学部駐車場の一角に建設することになりました。

将来的には、現在、学内処理している無機廃液も外注処理化して、その跡地を廃液の保管倉庫に変更できるよう予算化を検討したいと考えています。

快適な職場環境の醸成には、産業医、衛生管理者ばかりでなく、最終的には各個人が意識を持って、自分の職場環境を守り、育てていくものであります。

一方、全学的な安全管理マニュアルを作成中ですが、どこの職域で起こったヒヤリ・ハットの事例も迅速に報告され、全学的に対応して行かねばなりません。環境不整備からどんな大災害が起こるやも知れません。迅速な報告に対応できるシステムが運用されていなければ、災害を最小限に食い止めることは出来ないでしょう。平素からこうした連絡システムやガイドラインを知っておいて頂きたいものです。

大学における教育や知的財産育成においても、保健環境センターの仕事は最も下支えするものであり、組織にとっても重要なものです。社会貢献する前に、少くとも学内外に迷惑をかけてはならないことが肝要ではないでしょうか。